

日本人学校維持会付属定款

第1章 総則

第1条 学校の組織、業務

「ジャカルタ日本人学校（以後、JJSと称する）」、及び「チカラソ日本人学校（以後、CJSと称する）」の組織、業務については、それぞれの学校の校則で定められる。

第2章 組織

第2条 組織構成

ジャカルタ日本人学校維持会の機関は次のとおりとする。

- 1 理事会
- 2 監査委員会
- 3 JJS運営委員会、CJS運営委員会

第3条 理事

理事とは、財団の最高機関であり、運営委員会・監査委員会に与えられていない権限を持つ。(以後、「理事会」と称する)理事会は下記に述べる人によって構成される。

- 1 ジャカルタジャパンクラブ所属の代表的な邦人企業の代表者 24 人以内。
- 2 議決権を有しない理事（在イ日本大使館全権大使によって選任された大使館職員 2 人）。
- 3 JJS小中学部校長、JJS幼稚部園長及びCJS校長。
- 4 JJS小中学部PTA会長、CJSPTA会長。
- 5 JJS幼稚部PTA会長。

第4条

- 1 理事会の長は、理事長、副理事長からなる。
- 2 理事長は、ジャパンクラブ理事長によって指名される。
- 3 理事長は、理事会メンバーから副理事長を選ぶ。
- 4 副理事長の選出は、当年の第 1 回理事会のときに実施される。
- 5 副理事長は、理事長の職務履行を補助し、理事長が事故の場合には交代する。

第5条 理事会の権限

理事は次の権限を持つ。

- 1 運営委員会によって執行される財団活動に対する監視。
- 2 運営委員の職務執行、責任、権限に対する監視。
- 3 定款変更に関する決定。
- 4 役員と監査委員の選任・解任。
- 5 入学金、学費等の設定・変更。
- 6 義務賛助金の設定。

- 7 学校経営用の校則の規定設定。
- 8 学校資産の購入、管理、変更。
- 9 財団定款に基づき、財団の一般方針を設定する。
- 10 財団における年次事業計画、年次予算の承認。
- 11 財団の合併・解散に関する決定。
- 12 年次報告の承認。
- 13 財団解散に関する清算人の選任。

第6条 監査委員会

- 1 監査委員会は、定款で定めるとおり運営委員会の監視、並びにアドバイスを与える職務を担当する。
- 2 監査委員会は、ジャパンクラブ理事長によって指名される。

第7条 運営委員会

- 1 各運営委員会の機関は次のとおりとする。
 - a. 運営委員長
 - b. 副委員長
 - c. 事務局
 - d. 会計
 - e. メンバー
- 2 運営委員長は、理事長によって選任される。
- 3 副委員長、運営委員会メンバーは運営委員長の推薦に基づき、理事長によって選任される。

第8条 運営委員会の職務、権限

- 1 運営委員会は財団の利益のため、財団業務に従事する。
- 2 運営委員会は理事会の承認に基づき、財団の資産及び学校活動の管理を行わねばならない。
- 3 運営委員は理事会によって承認される財団の在庫目録、年次会計報告を策定せねばならない。
- 4 運営委員は理事会の承認を得るため財団の年次事業計画、年次予算を策定せねばならない。
- 5 運営委員会は監査委員会によって質問された項目について、すべて説明せねばならない。
- 6 運営委員会メンバー（大使館員を除く）は現制定法に従い、誠意と全責任を持って当該の職務の他、財団の会計簿の作成、会計管理、収入源の開拓を行う。
- 7 運営委員会は次の項目を除き、すべての事項に関し裁判所の内外において財団を代表する理事会を補佐する。
 - a. 財団名義の現金を貸し借り。
 - b. 新事業の設立、若しくは国内及び外国において数々のビジネスに参加する。
 - c. 固定資産譲渡の供与、受領。
 - d. 財団名義の固定資産を購入、若しくは他の方法で取得する。

- e. 財団の資産を販売、若しくは他の方法で放棄、抵当とする。
 - f. 財団・理事・運営委員会メンバー、監査委員会メンバー若しくは財団職員の関係者組織との契約、但し、その契約が財団の趣旨・目的を達成するために有益となる場合に限る。
- 8 上記(7)項 a、b、c、d、e 記載の運営委員会の行為は、理事会からの承認を得ねばならない。

第3章 寄贈者・寄付

第9条 寄贈者の種類

寄贈者の種類

- 1 法人寄贈者
- 2 個人寄贈者
- 3 名誉寄贈者

第10条 法人寄贈者

- 1 ジャカルタ市、ブカシ県・カラワン県または、その周辺に存在する日系企業、または日系団体で、自己に所属する従業員の子女をJJS又はCJSに就学させようとする者は、JJS向け法人寄贈者又はCJS向け法人寄贈者にならなければならない。
- 2 JJS向け法人寄贈者、及びCJS向け法人寄贈者の寄付金は、団体の規模ないし在留従業員数を基準として、其の都度理事長によって定められる。

第11条 個人寄贈者

- 1 所属すべき企業、又は団体が法人寄贈者にならない場合、若しくは所属すべき企業、または団体がない場合において、子女を就学させようとする者は、JJS向け個人寄贈者又はCJS向け個人寄贈者にならなければならない。
- 2 JJS向け個人寄贈者又はCJS向け個人寄贈者の寄付金は、理事長によって定められる。

第12条 名誉寄贈者

- 1 在インドネシア日本国大使館に勤務する日本国国家公務員並びにJJS又はCJSに勤務する派遣教員は名誉寄贈者とする。
- 2 名誉寄贈者は、所定の寄付金及び義務賛助金の納入を免除されるものとする。

第13条 寄贈参加

- 1 日本人で寄贈者になることを希望する人は、書面を以って校長に届け出るものとする。
- 2 校長は都度寄贈者になる希望者を理事長に報告しなければならない。
- 3 理事長は、其の都度寄贈者になる希望者の寄付金を決定する。
- 4 理事長は、当該の寄付金額を寄贈者になる希望者に通知する。
- 5 寄贈者になる希望者は、所定の寄付金を納入して、寄贈者に与えられる権利を取得するものとする。

第14条 寄贈者の辞退（既に寄贈者の場合）

- 1 既寄贈者で辞退を希望する人は、書面を以って学校に届け出るものとする。
- 2 JJS校長及びCJS校長は、寄贈者の辞退届け出を受理した都度、理事長に報告しなければならない。
- 3 寄贈者の行為が維持会の目的乃至維持会の定める諸規定に反し寄贈者として不適当と認められる場合、運営委員会は理事会の承認を得て当該の寄贈者を除名することができる。
- 4 辞任する寄贈者または除名された寄贈者がすでに納入した寄付金ないし義務賛助金は返却しない。

第15条 寄贈者の権利・義務

- 1 寄贈者は理事又は監査委員の指名を受けることができる。
- 2 JJS向け個人寄贈者の子女又はJJS向け法人寄贈者寄贈者の従業員子女をJJSへ就学させることができる。
- 3 CJS向け個人寄贈者の子女又はCJS向け法人寄贈者寄贈者の従業員子女をCJSへ就学させることができる。
- 4 寄贈者は所定の義務賛助金を納入せねばならない。

第16条 加入寄付金

JJS向け加入寄付金及びCJS向け加入寄付金の金額は、団体の規模ないし在留従業員数を基準として、其の都度理事長によって定められる。

第17条 義務賛助金

- 1 寄贈者は、毎年所定のJJS向け義務賛助金、CJS向け義務賛助金を毎年10月から翌年3月の間に納入せねばならない。
- 2 それぞれの義務賛助金の金額は、それぞれの学校の子女の在籍者数を基準に理事会が決定する。
- 3 義務賛助金の支払方法は、別途理事会が決定する。
- 4 寄贈者が所定の義務賛助金を2年連続して納入しない場合には、理事長は当該の寄贈参加者を除名することができる。

第18条 加入寄付金、義務賛助金の使用方法

加入寄付金、義務賛助金は次の目的その他の目的などに使用される。

- 1 学校用地の購入。
- 2 学校施設の新增設、改造。
- 3 学校施設の維持管理。

第4章 会計

第19条 資産の管理

資産のうち現金は確実な銀行に預け入れ保管し、各運営委員会で管理する。会計年度終了時、各運営委員会は各自の管理報告を連結して理事会に提出する財団資産に対する管理報告を作成する。

第 20 条 一般会計

それぞれの学校向け加入寄付金、義務賛助金は次の目的その他の目的などに使用される。

- 1 学校の教育並びに運営に関する全ての会計を一般会計という。
- 2 一般会計の主たる収入は、就学児童及び生徒の授業料・入学金及び教材教具に関わる日本政府補助金並びに学校教職員に関わる日本政府及び関係機関よりの補助金とする。
- 3 一般会計の主たる支出は、特別会計の主たる支出に含まれない学校における教育活動、管理に関する費用である。

第 21 条 特別会計

- 1 特別の目的のため、収支を明らかにする必要のある場合は、特別会計を設けて管理するものとする。
- 2 定款第 18 条に基づく所定の収支を明らかにするためにそれぞれの学校にて日本人学校建設会計特別勘定（以下「建設会計」という。）を設ける。
- 3 建設会計の主たる収入は、それぞれの学校向け寄付金及び義務賛助金の他、就学児童生徒の施設使用料、それぞれの学校向け学校施設に関わる日本政府補助金、維持会が正式に募集する（若しくは募集した）募金とする。
- 4 建設会計の主たる支出は、付属定款第 18 条記載の所定の目的に沿うものでなければならない。

第 22 条 在庫目録

- 1 各運営委員会は毎年、決算報告書とともに学校の財産目録を作成し、監査委員会の監査を受けた上、理事会の承認を得なければならない。
- 2 年次報告及び在庫目録は事務局に常備し、要求があった場合は、寄贈者の閲覧に供さなければならぬ。

第 23 条 在庫目録の削除・変更

- 1 一般会計に含まれる在庫目録の削除・変更は、理事長の承認後に実施することができる。
- 2 建設会計に含まれる在庫目録の削除・変更は、理事会の承認を得ねばならない。

第 5 章 結び

第 24 条 結びの規定

- 1 この付属定款に定めなき事項がある場合は、理事会でこれを決定する。
- 2 生徒・父兄に関する条件・規定は、それぞれの日本人学校の校則で定められる。